

答弁書第二号

内閣参甲第一六七号

昭和二十四年十二月十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤尙武殿

参議院議員中平當太郎君提出恩給法の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中平常太郎君提出恩給法の改正に關する質問に對する答弁書

現在退職する公務員の恩給額は、所謂六千三百七円ベースの俸給額を基礎として計算されてゐるので、これらの者については目下の処恩給額を増額することは考えていない。しかし、昭和二十三年十一月三十日以前に退職した公務員の恩給額即ち所謂六千三百七円ベース以下の俸給額を基礎として計算されている恩給額については、目下増額改定に關し慎重検討中であつて、成案を得次第法律案を、予算案とともに国会に提出する方針である。